

横浜市立大学論叢社会科学系列第50巻2・3号 抜刷

独ソ戦の現場とホロコーストの展開

永 岑 三千輝

独ソ戦の現場とホロコーストの展開

永 穎 三千輝

目 次

はじめに

一, 国防軍のソ連における行動指針とユダヤ人の位置付け

二, 独ソ戦の現場 1941年7月—8月

三, バルバロッサ作戦の挫折とヒトラー指令

四, セルビアのバルチザン戦争と男子ユダヤ人射殺

おわりに

はじめに

ヒトラーの絶滅命令に関する欧米の議論を紹介した記述はわが国にも散見される。これに対し、ヒトラーの「絶滅命令」をめぐる欧米の研究史を批判的に検討したのは栗原優である¹。欧米の研究史が明らかにしたように、ヒトラーの「絶滅命令」書は見つかっていない。また、そのような文書によるヒトラーの命令は、ホロコースト政策の展開において必要ないということが研究史の到達した結論である。したがって、いうまでもないことながら、栗原説においても、ヒトラーの文書による「絶滅命令」が示されているわけではない。それでは、ヒトラーの口頭によるユダヤ人絶滅命令はいつ発令されたのか。また、その発令の内容はどのようなものだったのか。栗原説はこの点に關し、さまざまの文書証拠と研究をもとに41年8月前半に一般的大々的なユダヤ人絶滅命令をヒトラーが発したと主張する。

しかし、わが国では唯一ともいえるこの独自の栗原説（ヒトラーのユダヤ人絶滅命令＝1941年8月1日－8月15日との主張）は、さまざまの実証的问题点をはらんでいる。そのことをこれまでいくつかの論考で検証してきた²。その最大の問題点のひとつが、独ソ戦の現場（独ソの大軍が死闘を繰り返す前線とその後方）の検証ぬきに、41年8月前半のユダヤ人殺戮の老人婦女子を含む無差別化・大量化をヒトラーのユダヤ人「絶滅命令」なるものに還元していることである。

すでにこれまでの拙稿で、ヒムラーが直接の責任を負う軍後方地域の実態をそこに出動した特別出動部隊の活動報告書「事件通報・ソ連」を手がかりに明らかにして、現地の治安状態の悪化、抵抗ペクトルの高揚が、これを鎮圧するための苛烈な措置を導いたことを明かにした。以下では、より直接的にドイツ軍の死闘の現場、軍隊行動のあり方、軍隊への指針とドイツ軍の置かれた状況、そこから生じるホロコーストへの圧力群を、主として一次史料に依拠しつつ解説しておきたい。

ホロコーストの歴史を冬のアイガー北壁のような厳しい対象になぞらえるとき、個々の一次史料・証拠史料は登頂を目指す登山者がアイスピックで固い岩盤や氷壁にうがつ穴のようなものであり、その立脚点がしっかりとしないければ、頂上にたどり着くことはできず、全体の眺望をえることもできないであろう。他方、一次史料は現代史、とりわけドイツ第三帝国の場合に膨大である。本稿の軍事関係文書をはじめ、主要官庁の膨大な文書がアメリカをはじめとする連合国占領軍によって没収され、アメリカからは西ドイツ連邦文書館に60年代に返却された。それ以降、少しずつ整理が進み、検索書だけでものすごい冊数になっている。最近のソ連東欧の崩壊、ソ連押収文書の開放、東西ドイツ統一もあって、第三帝国ドキュメントはさらに増え、中央官庁文書だけでも気の遠くなるほど大量に存在する。その中には、歴史認識の足場にはなり得ないガラクタもたくさんある。烈

風、濃霧、豪雪、なだれなど悪条件の重畳する冬場アイガー北壁と同じように、ホロコーストの全体像を見通すためには、しっかりした一次史料の選択と評価が死活的重要性を持つ。本稿は、若干のしっかりした足場を固い岩盤に穿つことを希望し、意図している。そしてそれら一次史料の連結から、戦時下ホロコースト展開の内在的力学を明らかにしようとするものである。それに少しでも成功したかどうか、それは学問的批判を待つしかない。

一、国防軍のソ連における行動指針とユダヤ人の位置付け

1940年夏、ヒトラーは西部戦線、対英攻撃の展望に疑問を抱き、また背後のソ連の動きを懸念して対ソ攻撃準備をはじめる。40年9月30日、最も重要なボーゼンベルリン間の軍事電話がまだ完成していない状態だったとはいっても、^{オーバーコマンド・アド・ヘーレスティッペ}陸軍集団最高司令部は東部における命令を受けた³。40年12月はじめまでに、イギリスへの「上陸はまったく後退してしまった」。イギリスに対しては、「空軍と春以来、全力投入したUボート戦が主たる仕事を引き受けることになる」とヒトラーは中央軍集団最高司令官のボックに語った。ヒトラーは、「東方問題が緊急である。ロシアとアメリカの間に連絡がつけられているようだ。それと同時にロシアとイギリスの間の連絡もありそうだ」と自らの疑心暗鬼を募らせた⁴。

ポーランドとの不可侵条約を破って、またポーランド軍によるドイツ・ラジオ放送局襲撃をでっち上げて開戦の口実とした陰謀の精神。その二年後、再びまた不可侵条約を締結している相手国ソ連に対し、秘密裏に攻撃計画を練り準備を進めるものはその報いを受ける。ドイツ大軍の東部国境への移動など隠しようもない不穏な動きは、ソ連の偵察活動を活発化させる。それはヒトラー、ドイツ軍部にソ連の攻撃準備と懸念され、「東方問

題が緊急」となる。かくしてヒトラーは対ソ奇襲攻撃作戦・秘密暗号名「バルバロッサ」を12月18日に発動し、全軍に41年5月15日までに攻撃準備の完了を命じた。

対ソ攻撃準備が最終段階に入る41年5月13日、ヒトラーは戦時裁判権行使に関する命令を発した⁵。この命令が示しているように、対ソ攻撃の準備が進めば進むほど、ソ連、ロシアの広大さとその重みが明確に自覚されてくる。すなわち、「東部における作戦領域の広大な広がり、それによって求められる戦争指導の形態、および敵の特殊性」からして、「数少ない人員では、裁判権をさしあたりその主要任務に限定してのみ解決できる」。裁判は極めて限定された場合にのみ行うということは、裏返せば、裁判などという平和的で悠長な手順を踏まず、「軍隊自身（下線強調は原文のママ、以下同様）が敵の民間人によるいかなる脅威に対しても情け容赦なく防御」にたちあがるということである。すなわち、軍の作戦地域、陸軍後方地域、民政地域について、第一節の第1に、敵民間人による犯罪行為は、「当分の間、戦時法廷および即決裁判の管轄から除外」された。第2に、敵の義勇兵は、「戦闘中ないし逃亡中、情け容赦なく片づけなければならない」とした。さらに第3に、「国防軍、その関係者に対する敵民間人のその他のあらゆる攻撃も、軍隊によってその場で、最も戦しい手段で、攻撃せん滅にいたるまで撃滅しなければならない」とした。第4に、この種の措置の機会を逸した場合、あるいは不可能だった場合、容疑者をただちに将校の前に連行する。将校が「射殺するかどうかを決定する」。以上からして、第5に、容疑者を、裁判権が再び導入される際に土地の住民を通じて法廷に引き渡すために取って置くことは「明確に禁止」される。

このような占領地原住民に対する苛烈な措置に対し、ドイツの軍関係者の犯罪行為はどのように取り扱うか。第二節はそれを示す。その第1に、国防軍の軍人・軍属が敵民間人に対し犯した行為については、「追跡強制

は存在しない」。つまり、犯罪行為があってもドイツ軍関係者は追跡しなくてもよいのである。その理由付けは何か。「そのような行為の判断に際しては、1918年の崩壊、その後のドイツ民族の苦難の時代、ナチズムに対する闘いが決定的にボルシェヴィズムの影響に帰せられるべきであり、ドイツ人だれ一人としてこのことを忘れていないということが、考慮されなければならない」と。第一次世界大戦とその後のヴェルサイユ体制下の苦難、ナチスに反対したボルシェヴィキ勢力による苦労を考えれば、ドイツ軍関係者の多少の犯罪行為など見逃して当然だというわけである。

陸軍後方地域の治安平定は、^{アイザック・ブレッカ}治安警察・保安部の特別出動部隊が、陸軍最高司令官ブラウヒッチュと治安警察・保安部長官ハイドリヒとの協定により行うことになった。その協定は41年4月28日に出来上がった⁶。ブラウヒッチュ陸軍最高司令官の自筆署名の協定書によれば、この調整事項は、治安警察・保安部との協力・責任分担関係を明確にするものであった。

それによれば、「軍隊外の特別な治安警察的任務の遂行が、治安警察(保安部)^{ゾンダーコマンド}の特別部隊の投入を必要とする。治安警察・保安部長官との合意に基づき、作戦地域における治安警察・保安部の投入がつぎのように規制される」とした。すなわち、第1に、^{ゾンダーコマンド}治安警察・保安部の特別部隊の任務は、a)軍団後方地域に関しては、作戦開始以前に確定した対象(資材、文書、ライヒないし国家に敵対的な組織、団体、グループなどのカード)の保全、ならびに特に重要な個人(指導的な亡命者、サボタージュ行為者、テロリストなど)の逮捕であった。b)陸軍後方地域に関しては、国家および帝国^{ライヒ}に敵対的な諸活動の調査摘発であった。第2に、^{ゾンダーコマンド}特別部隊と軍団後方地域軍司令部当局との共同作業に関しては、治安警察(保安部)の特別部隊はその任務を自己の責任で遂行するものとした。行進、給養、宿泊に関しては軍団に従属するものであった。第3に、治安警察(保安部)のインザッツグルッペならびにインザツコマンドと陸軍後方地域司令官との

協力が規定された。陸軍後方地域には、治安警察(保安部)のAINZATZGRUPPE、AINZATZCOMMANDO(治安警察・保安部の特別出動部隊)が投入される。それらは治安警察・保安部長官の受託者の指揮命令下におかれ。そして、行進、宿泊、給養に関しては、陸軍後方地域司令官のもとに置かれる。

以上のように、陸軍後方地域においてユダヤ人抹殺の中心的な担い手となったAINZATZGRUPPEは、軍との緊密な分業関係に基づいて、占領地の治安平定にあたることが中心任務であった。その治安平定課題遂行のなかで、一般ユダヤ人大衆が次第に多く血祭りに上げられる。問題の本質は陸軍後方地域の治安状態にある。

攻撃二週間ほど前の41年6月6日、国防軍最高司令部は後に「コミッサール命令」として有名になる命令を発した。それは、ソ連軍の政治委員の取り扱いに関する指針であった。この命令を伝達する秘密書簡は、次のように記している。「バルバロッサ」地域における戦時裁判権の行使に関する5月14日(マ)の総統指令の補足として、政治委員取り扱いに関する指針を送付する」と。この指針の「配布は、軍団の最高司令官、ならびに航空隊長までとされたい。それ以外の司令官に対しては口頭で行われるように」と、極秘中の極秘であることを注意した。なぜそのように極秘としたか、それは命令本文を読めば理解できる。戦時法規に関する国際法など無視せよというのである。

すなわち、この「政治委員取り扱いに関する指針⁸」は次のように命じる。

「ボルシェヴィズムに対する闘争では、人間性や国際法の基本原則にしたがった敵の行動を見込めない。抵抗の本來的な担い手として、特に、あらゆる種類の政治委員からは、我々の捕虜に対する憎悪に満ちた、残酷な、非人間的な取り扱い方が予測される。」

軍隊はそこで以下のことを自覚しなければならない。すなわち、

1. この戦いにおいては、これらの分子に対する寛大さや国際法上の配慮は間違いである。そのようなことはみずからの安全と征服地の速やかな平定にとって危険である。

野蛮なアジア的な戦闘方法の張本人が政治委員である。したがって彼らに対しては、ただちに、躊躇なく、仮借ない厳しさで措置を取らなければならない。それゆえ、彼らが戦おうとしたり抵抗しようとすれば、原則的にただちに武器で片付けなければならない。」

41年6月22日未明、奇襲攻撃開始。

41年5月19日の「ソ連における軍隊の行動に関する指針⁹」は、コミッサール命令と違って実に大量に印刷され、東部軍340万人の末端組織にまで配布された。配布部数一覧をみると、全部で6万5千部作成された。5万部が陸軍に、1万2千部が空軍に、1千部が海軍に配布された。その他、国防軍のさまざまの部署に若干部数ずつ配られた¹⁰。

では、その内容はどうか。冒頭、第1条で、「ボルシェヴィズムは国民社会主義ドイツ民族の不眞戴天の敵である。ドイツの闘いは、この破壊的世界觀とその扱い手に対するものである」とした。ソ連の一般民衆に対する戦いではないというわけである。ソ連を分割してドイツ統治下に置く基本計画などは、秘密にしておくべきにも出さない。

それは7月16日の次のような独裁者ヒトラーのディクタート(口述厳命)に対応するものだった。すなわち、同日、ヒトラーは、15時から途中コーヒーブレークを挟んで20時まで、国防軍最高司令部長官カイテル、東部占領地域大臣ローゼンベルク、^{カイセリスミニスター}帝国大臣ラマース、^{ライヒスマルシャル}帝国元帥ゲーリング、それに副總統ボルマンを前に方針を述べた。ヒトラーは、占領政策に関する基本的確認として、それは公表するものではなく、「自分が望んでいるこ

とを明確に自覚しておくこと」が重要だとした。「権力が及ぶところでは、何でもできる。権力の外にあるものをわれわれはどうしようもない」のであって、まず占領権力の確立が大前提だった。「強調すべきは、われわれが一領域を占領し、支配し、安全を確立せざるを得なかつたということだ。現地住民の利益のために、安全、食糧、交通などなどを確保しなければならないということだ。だから、それによって最終的な規則が定められるのだと悟られるべきではない」と¹¹。表面に打ち出すべきは、なんと「現地住民の利益」なのである。

だがその腹の中はどうか。それについては次のような項目を挙げている。

1. ウラル山脈よりも西側ではドイツ人以外に武器を握らせない。
2. 新しく占領した東部地域をわれわれのエデンの園にする。
3. ウクライナに関しては、当面、ドイツの食糧確保を最優先する。
4. アントネスクの希望に応え、ルーマニアには旧ルーマニア国境より外に領土を少し与える。
- 味方につけておく以上、少しの分け前は与えるということである。
5. ハンガリーやトルコ、スロヴァキアには、はっきりしたことを約束しない。
6. 全バルト海岸地域はドイツ帝国領土としなければならない。
7. ヴォルガ地域（ドイツ人植民地）は、ドイツ帝国領土としなければならない。
- 同様に、8. バクー周辺地域もドイツ帝国領土としなければならない。
9. フィンランド人は東部カレリアを望んでいるが、大量のニッケル埋蔵量を考えるとコラ半島はドイツのものにすべきだ¹²。これらが本音だった。

「ソ連における軍隊の行動に関する指針」の第2条で、「この戦いはボルシェヴィキの煽動家、義勇兵、破壊工作者、ユダヤ人に対する仮借ないエネルギーッシュな断固たる措置とあらゆる積極的受動的抵抗の徹底的除去を求めている」とした¹³。

「ユダヤ人」はこの指針第二条において、無限定に使用されている。ソ連占領地においてユダヤ人全体に対する無限定の仮借ない措置が取られる

可能性は、概念的包括的にはすでにこの指針の中にある。それが現実化する諸要因を独ソ戦の現場の中で精密に検証しなければならない。

指針では次にコミッサール命令に対応する条項が二つ続く。すなわち、第3条は、「赤軍に属するものすべてに対し一捕虜に対しても一、狡猾な戦い方が見込まれるので、最も慎重に、そして最も鋭い注意を払わなければならない」とし、第4条で「部隊ごと捕虜にした場合、その指導者をただちに一般兵士から隔離しなければならない」と政治指導者と一般兵士を分離する指針を明確にした¹⁴。

ソ連占領地における無限定・無差別なユダヤ人大衆への過酷な措置を引き出す指針が、この後に続く。すなわち、指針第5条は、ドイツ兵士が「ソ連で一つの統一的な住民に対峙しているのではない」と教示し、ソ連は、「スラヴ系、コーカサス系、アジア系のたくさんの民族が一つになった国家であり、ボルシェヴィキ権力者の暴力でまとめられている国家である」とした。そのようなソ連において、「ユダヤ民族(Judentum)」が非常に強く前面に出ている」という。

この場合の「ユダヤ人」、ないし「ユダヤ民族」の使い方も、老若男女を問わない無限定の民族としての捉え方であり、民族主義的規定である。事情によって占領下ソ連地域のユダヤ人・ユダヤ民族の構成員全てを無差別に含み得るものであることは間違いない。精神的イデオロギー的位置づけ、概念的位置づけが、後の現実の政治的軍事的力関係の中で、迫害対象拡大に結びつく可能性を含んでいる。民族主義的反ユダヤ主義のイデオロギーは、つねにこのような言葉の使い方における無限定さをもっており、現実に無限定な一般ユダヤ人大衆への迫害が進行する具体的様相・条件が問題となる。

占領軍は、現地住民のできるだけ広い範囲の支持を得なければならない。どこに依拠するか。指針第6条は、「住民の大部分、とくにボルシェヴィ

キ体制によって貧窮化した農村民は、ボルシェヴィズムに対し内面的には拒否的に対峙している」とみた。だから、この住民部分（それが「大部分」だと指針は評価するが）をドイツ占領軍から離反させてはならない。したがって、ドイツによる占領支配と戦争の継続という根本枠組み・重圧を廃棄し得ない以上、また、物質的な面で占領当局に余裕がない以上、精神面では細心の注意を払う。すなわち、「非ボルシェヴィズムの人間の中では、民族意識が宗教的感情と結びついている。ボルシェヴィズムからの解放を喜び感謝する気持ちは、しばしば宗教的な形態の中に表現される。神への感謝の祈り、あるいはプロツェッショーン（連祷を唱えながらの行列）を阻止したり、妨害してはならない」と論ずるのである。また、住民との会話や婦人に対する態度にも「最大の注意」を求める。住民はドイツ語を「しゃべりはしないでもしばしばよく理解」できるので、注意しなければならない。敵の情報機関は軍事的に重要な施設や措置に関する情報を手に入れるために占領地域で活発に仕事をしているので、「あらゆる軽率さ、気取り、人を信用しすぎることは重大な結果をもたらす」とも警告している¹⁵。一方においてギリシャ正教のキリスト教徒にできる限り配慮し、占領目的に最大限に利用すること、他方においてユダヤ人・ユダヤ民族とボルシェヴィズムを同一視・一体視して敵概念を明確にする概念操作、主要な敵を一般住民から隔離する根本発想、これらは表裏の関係にある。

奇襲攻撃を受けた直後の呆然たる状態から立ち直ったソ連軍は次第に抵抗反撃を強める。ドイツ軍はそれを撃破しつつ、占領地を急速に拡大していく。しかし、軍の背後に広がる広大な征服地は、スターリン・ソ連国家指導部のバルチザン戦争の宣言(41年7月3日)とともに、ドイツ軍にとって大変な課題を提起する。北方、中央、南方の長大な戦線の背後が脅かされ、前線への動脈が危険にさらされる。

ヒトラーは、先にも触れた41年7月16日の会議で言った。「ロシア人が

われわれの前線の背後におけるバルチザン戦争の命令を出した。このバルチザン戦争は、われわれにとってまたしても有利である。それはわれわれに對抗するものを根絶する可能性を与えるのだ」と。ヒトラーは強がりを言ったが、可能性と現実の間には深淵がある。新しく占領した東部地域の全体的統一的な警察的治安秩序の確立が必要だった。その重大な課題を翌日の7月17日、ヒムラーに託した¹⁶。広大な軍後方地域、新しく占領した東部地域の警察的治安確立は、親衛隊帝国指導者・ドイツ警察長官ヒムラーの任務となった。

軍が直接責任を持つ地域の拡大も、前線での敵正規軍・赤軍との戦いが激しくなるほど、治安秩序維持のために割き得る部隊の少なさのために、苛烈な手段での治安確立を必然化させた。7月23日、国防軍最高司令部長官カイテルは、次のような命令を発した。「征服した東部地域の安全のために利用できる部隊は、この地域が広大なため、有罪者に法律的な処罰で報いることすべての抵抗を罰するのではなくて、占領権力が住民にいかなる抵抗の気持ちも起こさせないような恐怖を広める場合のみ足りる」と¹⁷。まさに法的支配ではなく、恐怖による支配である。恐怖によってしか支配し得ないこと、その表明であるこの命令は、内実においてドイツ第三帝国の軍事的支配と占領権力の弱さを意味する。

占領地が白ロシア、ウクライナなどからさらに奥深くなり、純ロシア的地域にまで拡大しつつあること、それだけ一段と占領権力の課題が重くなってきたことを示すのが、カイテル命令二日後7月25日の陸軍最高司令官の命令である。ソ連の民間人住民と戦時捕虜に対する措置に関して、この命令は次のように指示する。「東部の作戦地域の大々的な拡張、敵ボルシェヴィキの陰陥さと独特の癖からして、獲得した領域の支配とその地の活用のためには、特に純ロシア的な地域では、はじめから特に包括的な有効な措置が必要となる。これまでに明らかになったことは、必ずしもすべ

ての部局で必要な厳しい措置がとられていないということである。………すべての行動、とられるべきすべての措置を導く視点は、ドイツ兵士の無条件の安全という考え方である」と¹⁶。しかし裏返せば、開戦1ヶ月少しくらい、「ドイツ兵士の無条件の安全」が脅かされているということである。

二. 独ソ戦の現場 1941年7月—8月

陸軍参謀総長ハルダーの日記は、彼がニュルンベルク裁判の証人となつたこともあり早くから知られ、有名なシャイラーの『第三帝国の興亡』でも利用されている。現在でも独ソ戦の現場を知る第1級史料の一つであることは間違いないだろう。それによれば、6月開戦直後は別として、すでに7月初旬から中旬でさえ、「敵の激しい抵抗」、「強烈な抵抗」といった言葉が頻出しあはじめる。緒戦における全体的なドイツ軍の猛進撃の影に激しい戦闘が各所であったこと、ドイツ軍の被害も次第に増え、部分部分では一時的に後退すらしたといった現場の状態が浮かび上がる。占領地と戦闘の現場で起きたことを、前線と後方地域の治安問題—われわれの問題とするホロコーストに関しても一を考える場合には、常に念頭におき、直視し熟視する必要がある。

攻撃開始第13日目の7月4日、ハルダー日記によれば、南方軍集団に関して「第11軍はゆっくりとしか前進していない。最近数日の雨の結果道路事情も悪い。…敵は南西と西から来る圧力を前に、東方、湿地地帯に逃げたが、同時に新しい勢力が東から接近してくる」と。そして、中央軍集団では、ホート戦車軍団がその北翼でデュナ川ドゥリッサに前進したが、ここで抵抗に遭った。道路事情劣悪。たくさんの原動機付き車両の欠損。ホートの報告では、なんとこの時点ではやくも戦闘力の50%が欠損だとい

う¹⁹。

開戦第27日目の7月18日、南方軍集団の作戦は「ますます形が壊れた」。 「キエフ近郊北方面からの新しく強い敵兵力の出現により、歩兵師団は後退しなければなら」なかった²⁰。翌日も、南方軍集団に対して「敵の、しかもこれまでより強い兵力の攻撃」があった²¹。

開戦35日目、7月26日、ハルダーは陸軍最高司令官と陸軍集団の作戦継続に関する提案を午前に議論。ハルダーはゴメルの強い敵集団への即座の攻撃提案に批判的だった。その案はヒトラーから出たものだった。夕方からのヒトラーへの軍集団の提案は、「長たらしく、部分的には包囲チャンスを逸したことをめぐる激しい議論」となった²²。敵の軍事的抵抗に直面して、はやくもドイツの最高軍事指導部の内部対立は表面化した。広大な戦線で、ホート戦車軍団の全戦線は「ぞっとするほどの薄さ」になった。 「後ろには何もない」と²³、ハルダーは8月1日に記した。

8月8日(開戦48日目)のハルダー日記によれば、夕方、南方軍集団の地域で、ドイツ第17軍前方の敵を「いまや片づけた」。「10万人以上の捕虜、20万人以上の死者からして、敵の16の歩兵師団、敵の6つの戦車師団」を片づけた²⁴。しかし、二日後、南方軍集団の北翼(第6軍)の状態が「相当厳しく」なった。キエフ要塞地帯に突入した部隊に対し、敵の抵抗は「かなり堅固」だった²⁵。8月11日、夕刻、南方軍集団の南翼は「進軍良好」、しかし、キエフ近郊では「ひどい被害」を受けた²⁶。9月中旬のキエフ攻略まで1ヶ月以上の激戦が続く。

8月21日、進軍の停滞に業を煮やしたヒトラーは新たな指令を発した。バルバロッサ指令は電撃的な2・3ヶ月での決着を命じていた。早くも二ヶ月が過ぎた。それはいまや誰の目にもはっきり不可能と分かった。有名なドイツ軍最高指導部の内部対立は、ソ連軍の抵抗圧力によって引き起こされたのだ。

ハルダーは、22日の日記に、陸軍最高司令官に対するヒトラーの覚え書きについて、コメントした。「南方と北方への兵力集中が必要」とするヒトラーの考えが「まったく矛盾に満ち、陸軍最高司令官に対してライヒ元帥(ゲーリング)を持ち上げている」と酷評した。「陸軍最高司令官は指導しておらず、陸軍集団の特殊利益に影響されている」とのヒトラーの難詰はハルダーには承服しがたかった。そして、「フューラーの介入によって発生した状況は陸軍最高司令部にとって耐え難いと思う」と書きとめた⁶。

続けてハルダーは書いている。ヒトラーの難詰は陸軍最高司令部の名譽の毀損だ。しかも陸軍最高司令官の取り扱い方は、「信じられないほどひどい」と。だからハルダーは、「陸軍最高司令官に免職を願い出るように提案」した。同時に「私の免職も申請することを提案した」。しかし、陸軍最高司令官は拒否した。自分がやめても変化ないというのが理由だった。午後の議論は、中央軍集団司令官ボックとの会談で中断した。彼は次のことをあらためて強調した。すなわち、彼のモスクワに向かう戦線はいずれにしろ結局は着手し得ることになろうと。夕刻、ドニエプロペトロフスクと切尔カッシで激しい戦闘。翌日も⁷。「ドニエプロペトロフスクの戦いは極めて困難⁸」だった。

すなわち、41年8月中旬は、ドイツの東部軍全体にとって、したがってまた国防軍最高司令官としてのヒトラーと陸軍最高司令官、陸軍参謀総長などにとって、軍事的に重大な転機だったのである。

9月14日(第85日)のハルダー日記は、6月22日の開戦から9月10日までの損害を次のように書き記している。

	将校	下士官・兵士
負傷者	11,125人	328,713人
戦死者	4,396人	93,625人
行方不明	387人	21,265人

合計

15,908人

443,603人

したがって、総損失（病人を除く）は、45万9,511人となる。これは「東部陸軍340万人の平均現員（現在兵力）の13.5パーセントに達する」。また、第二戦車軍団からの報告も書き記している。それによれば、第3戦車師団は出動可能がわずか20%に過ぎなかった。修理中ないし完全欠損、すなわち戦闘の役に立たないのが80%にも上った。第4戦車師団はこれより少し良好だった。それでも出動可能が29%，修理中ないし完全欠損が71%に達していた。第17戦車師団は出動可能が21%，修理中ないし完全欠損が79%。第18戦車師団は、出動可能が31%，修理中ないし完全損失が69%³⁰。

9月17日のハルダー日記は人的被害について、この1週間に負傷者、戦死者、行方不明がさらに増加し、将校1万6,383人、下士官・兵士46万169人、合計47万6,552人としている。この総損失（病人を除く）は東部陸軍平均現員340万人の14%であった³¹。

彼の9月27日の記載によれば、23日までに被害は、将校1万7,611人、下士官・兵士50万5,222人、総損失は52万2,833人で、ドイツ東部陸軍の平均現員340万人の15.38%となった³²。さらにその三日後、9月26日までに、総損失（病人を除く）は、53万4,952人となつた³³。

バビ・ヤール事件に関しては別の機会にも触れたが、以上の軍事的推移の文脈で一言すれば、要塞都市キエフの独ソ戦における重要性、1ヶ月以上に及ぶキエフ争奪戦の激しさとキエフ郊外バビ・ヤール峡谷のユダヤ人大量殺害とは密接な関係にある。戦時下、激戦直後のドイツ占領下で行われた無数のユダヤ人迫害事件の象徴的典型的力学構造が、この事件に示されていると思われる。「ホロコースト・エンサイクロペディア」などに依拠しながら簡単に要点を述べれば、それは次のようにあった。

41年9月19日　ドイツ第6軍と第29軍団がキエフ占領を果たした。キエフ
50—社Ⅱ・Ⅲ

フのユダヤ人約16万人のうち10万人が、ドイツによる占領前に逃亡していた。約6万人がドイツ占領下のキエフに閉じ込められた状態になったということである。ところがそのキエフで、41年9月24日から28日にかけて、市中心部の多数の建物が炎上した。建物の多くはドイツ軍管理当局や軍によって利用されていたが、それらが炎上したのである。この放火炎上・火薬倉庫爆発事件でたくさんのドイツ軍関係者とキエフ市住民が死亡した。戦後判明したところでは、その爆破はソ連治安警察が行った爆破・破壊作戦によるものだった。犯人が確実でなくとも、ソ連秘密警察ないし特殊工作部隊がドイツ占領軍施設を破壊しようとするのは当然のことだろう。秘密工作隊が簡単につかまるはずがない。だがキエフ大火、爆破炎上の罪を問わなければならない。放火犯人も見つけ出せないようでは占領権力の信頼は失墜する。本当の犯人を探し出せないとすれば、それに替わるものを見つけ出さなければ、報復の熱情は収まらない。キエフ市民の不満を和らげることはできない。戦火で住宅を失った市民の怒りをなだめ、仮住まいを与えなければならない。41年9月26日、ドイツ占領当局は会議を開き、ドイツ占領軍関係施設の破壊行為に対し、キエフ市のすべてのユダヤ人を処刑することにした。この会議に参加したのは軍行政官F.G.エバーハルト少将、南方陸軍集団後方地域担当高級親衛隊・警察指導者で親衛隊大将のフリードリヒ・イェッケルン、特別出動部隊Cの隊長で親衛隊少将オットー・ラッシェ博士⁴、それにその小隊（特別コマンド4a）将校で親衛隊大佐のパウル・プローベルらだった。つまりは軍と警察の協議と協力による作戦だった。キエフ市の全ユダヤ人を殺す作戦の実行は、特別コマンド4aに託された。41年9月28日、ユダヤ人に対する告示。「29日午前8時にメルニク通り・デクチャレフ通り交差点に、新しい居住地への移住のため、集合せよ」と。戦時下、大量の住民が移住させられることは、すなわち強制移住自体はよくあったことである。連行途中、逃亡を図ったりついてい

けないものは警備の部隊に射殺される。連行に抗することはできない。41年9月29日と30日、バビヤール渓谷で、合わせて3万3771人のユダヤ人が射殺、埋葬された。その中にはもちろん小さな子供もたくさんいた。その後数ヶ月、何千ものユダヤ人がバビヤールに連行され、殺害された³⁵。

その背後でドイツ軍の被害は増大しつづけた。モスクワ攻撃を再開し、早い冬の到来もあって「冬の危機」に直面するころ、41年11月13日までの総損失は、ハルダー日記11月17日によれば、将校2万2,813人、下士官・兵士67万6,913人、合わせて69万9,726人。総損失（病人を除く）は、東部陸軍平均現員340万人の20.58%，すなわち実に二割を越えたのである³⁶。しかも、向かうは嚴冬の大ロシア。スターリン体制下の内実がどうであれ、ドイツ側前線に見えてくるのは、繰り返し撃滅し大量に捕虜を捕獲しても、なお陸續と登場する新手のソ連部隊である。

三. バルバロッサ作戦の挫折とヒトラー指令

ユダヤ人絶滅政策をめぐる従来の議論は、ヒトラーの「絶滅命令」なるものの有無や時期についてあまりにも一面的先鋭的に問題にしきぎている。1994年刊行の拙著は、ドイツ第三帝国のソ連占領政策を正面に掲げ、方法的問題提起として、そのようなユダヤ人問題・ホロコーストの理解枠組みへの批判を意図したものだった³⁷。その方法的立場からすると、ヒトラーが41年7-8月当時、実際に発した命令類を見直す必要がある。ないものを探すより、あるものを正確に歴史の全体像の中に位置付ける必要がある。当時、何が彼の中心課題であり、何が彼の精神的能力の大部分を費やさせていたのか、彼は何に没頭していたのか、ということである。はたして、41年8月当時、彼はドイツ本土やオランダ、ベルギー、フランスなどのユダヤ人の運命について、心を碎いていたのか。否である。いまだに

ヒトラー・ナチスの政策の「二つの基本的な目的、東方領土拡大とユダヤ人大量殺害」というドグマがあるが³³、ヒトラーの精神においてこの二つは、「基本的目的」という平板で並列的なレベルのものではない。私の一貫した見方では、ユダヤ人大量殺害はヒトラーの基本目的には位置しない。第三帝国の総統・国防軍最高司令官としてのヒトラーの課題は、東方領土拡大、東方大帝国建設、それを基盤とした世界強国ドイツの建設である。その中心にはドイツ民族主義、民族帝国主義がある。ユダヤ人大量殺害の中心的担い手ヒムラーにおいても、彼の東方諸民族取り扱いに関する秘密覚書が示すように、ユダヤ人大量殺害はそれ自体が基本目的ではない³⁴。

バルバロッサ作戦にしても、それはヒトラーの世界戦略の一環を構成するものでしかない。バルバロッサ発令1ヶ月前の総統・国防軍最高司令官としてのヒトラー指令第18号は、「国防軍最高司令部が近い将来の戦争遂行のために準備する諸措置は次の指針に従うものとする」と前置きして、全ヨーロッパ的な指針を与えていた。それは、1) フランスとの関係、2) スペインとポルトガル、3) エジプトに対するイタリアの攻撃、4) バルカン、5) ロシア、6) イギリス上陸、7) 各軍最高司令官の報告という構成になっている。すなわちヨーロッパ戦線全域にわたる指令を国防軍最高司令部、および各軍最高司令官に出しているのである。

1) ではフランスに対する「私の政治目標は、イギリスに対する今後の戦争遂行で可能な限り最大限に効果的なやり方でこの国と協働することである」とした。対独協力のヴィシー政府がこれに呼応する。2) では、「スペインの即刻の参戦」をもたらすための政治的諸措置を講じているとした。イベリア半島へのドイツ介入(暗号名フェリックス)の目標は、イギリス人を「西部地中海から驅逐する」ことであった。3) では、ドイツ部隊の投入は、イタリア人がマルサ・マトルーを手に入れた時はじめて問題となるとし、北アフリカ戦線で陸軍、海軍、空軍が準備すべき指針を与え

た。例えば、陸軍には「戦車師団の投入の準備」を指示した。4) では、陸軍最高司令官は、「必要な場合に、ブルガリアから出撃してエーゲ海北部のギリシャ本土を占領する準備を進めよ」とした。5) では、「近い将来のロシアの態度を明らかにする目的の政治対話が行われている」とした。そして、その会談の結果がどのようなものであるかに関わりなく、「口頭で命じた東部に対する準備を続行せよ」と。「陸軍の作戦計画の基本線が私に提示され、承認したら」、ただちに指令を出すと。6) では、全体情勢の変化によって1941年春にもイギリス上陸作戦（暗号名「アシカ」）に復帰する可能性と必要性があるので、そのような作戦の基礎をあらゆる観点で改善しておくように努めよ⁶。

みられるとおり、バルバロッサ作戦関連は、この全ヨーロッパ的戦略の中で第5項目に位置した。ヒトラーの中心的関心、基本的任務は全ヨーロッパに広がった戦争を全体的に、そして政治的軍事的に指導することだった。

ヒトラーが基本的に指示・命令しなければならなかつたことは總統＝フューラーとしてであり、基本的指揮命令（指令）は国防軍最高司令官としてであった。ドイツ民族指導者フューラーとしてのヒトラーは、『わが闘争』を書き、最近相次いで史料集として公刊されている膨大な演説をナチ党とドイツ国民大衆の前で行っている。そのヒトラーの基本的思想構造の中で、ユダヤ人問題がどのように位置づけられているかを明確にしておかなければならない。一言でいえば、民族帝国主義の基本構想、ドイツ民族至上主義である。これに対抗する多種多様な党派潮流が存在する。そのなかでインターナショナルな党派（マルクス主義、社会主義、ボルシェヴィズム）の生成と根源をユダヤ人、ユダヤ民族に「還元する」。この考え方、見方が彼の方法である⁶。

「ユダヤ人問題の最終解決」の指示が政治的意味ならば、国会演説、あ
50-社Ⅱ・Ⅲ

るいはナチ党大会、ナチ党幹部への演説などで行う。しかし、具体的なユダヤ人の移送やその移送政策が困難になってからの事後処理などは、個別分野の担当者、すなわち、ヒムラー親衛隊帝国指導者・ドイツ警察長官、^{ライヒスフューラー}帝国保安本部(長官ハイドリヒ、後任のカルテンブルンナー)、その第IV局(ゲシュタポ、局長ミュラー)のBIV課(課長アイヒマン)の仕事であった。

人々は、結果的なユダヤ人被害者の数の大きさに驚いて、ヒトラーの「絶滅命令」を想定するが、正確にみればヒトラーは政治的指示を出すだけであって、「移送=絶滅」の具体策の立案・執行の責任者はハイドリヒあるいはその直接の上司ヒムラーである。ヒトラーは国防軍最高司令官として、軍事戦略上の基本指令を出す。彼の使命は、ドイツの国民と国家の頂点に立って巨大なドイツ軍隊を動かし、全ヨーロッパ規模の戦争を遂行し、東においては巨大なソ連軍の撃滅を、アフリカ戦線ではイギリス軍、さらに対米宣戦布告後にはアメリカの軍隊の撃破を指導することにある。

バルバロッサ指令・対ソ攻撃命令発動後約一ヶ月後の7月19日、指令第33号「東部における戦争続行」を出した。ソ連の電撃的圧伏は頓挫した。すなわち一方では、東部における第二の戦闘の結果、「全戦線でスターリン線を突破」し、戦車隊を広い範囲で駆逐して終わったと軍事情勢を総括した。しかし他方で、中央軍集団が「敵の強い戦闘集団を除去するのにまだかなり時間がかかる」とこと、南方軍集団の北翼がキエフ要塞とソヴィエト第5軍によって「行動の自由を妨げられている」と進撃停滞を認めざるを得なかった。その上で、次の作戦の目標は、敵のその他の強い部分が広大なロシア内部に「逃げ込むことを阻止し、絶滅する」ことだとした。ヒトラーが文書で明確に「絶滅する」ことを命じるのは、国防軍最高司令官としてドイツ軍にたいする指令においてであり、対象は敵の軍隊であった²。

ライヒ元帥・4カ年計画全権・ライヒ防衛閣僚会議議長の肩書きでゲー

リングが署名しハイドリヒに対し「ユダヤ人問題最終解決の準備をせよ」と命令・委託したのは1941年7月31日だった。この命令書の原文を起案し、署名をもらいに行ったのはアイヒマンだった。アイヒマンはライヒ保安本部長官ハイドリヒの部下であり、その第IV局BIVユダヤ人移送課の責任者だった。

対仏講和条約で練り上げたマダガスカル島取得とこの島への数百万ユダヤ人の移送計画は、すでに宙に浮いていた。シベリア移送計画も対ソ戦の状況からして不確定である。1939年1月24日にゲーリングからユダヤ人移住問題を託されたとき、ハイドリヒが直面したのはドイツ本国と編入したオーストリアや併合したズデーテン地域などのユダヤ人であり、その数はドイツ本国23万3,973人、ズデーテンラント2,649人、オストマルク(オーストリア)9万4,270人だった。合計、33万892人だった。その後、チェコスロヴァキアを解体し、ペーメン・メーレン保護領を創設した。その地の11万人のユダヤ人を支配下に持つことになった。ポーランド侵略で、約279万人のユダヤ人がドイツ支配下に増えた。さらに独ソ戦開始でバルト三国、白ロシア、ウクライナのユダヤ人が支配下に入ったか、入りつつある。1939年1月と1941年7月では、事態は大きく変化していた。全ヨーロッパ的規模での移送政策を新しい状況で練り直す必要があった。その仕事がライヒ保安本部長官ハイドリヒとユダヤ人移送担当課長アイヒマンの仕事となった。逆にいえば、ユダヤ人移送問題はライヒ全体、ドイツ第三帝国全体の政治課題からすれば、彼らに任せる程度の問題でしかなかった。ヒトラーが直接細かな具体的命令を発するほどの問題ではなかった。

全ヨーロッパ的なユダヤ人移送の課題の推進にはドイツ中央諸官庁の了解・協力を得る必要があった。関係の中央諸官庁からしかるべき協力をえ、調整作業を行うにはゲーリングの命令書でよかった。はっきりしているのは、ユダヤ人移送の担当官庁（ライヒ保安本部ハイドリヒ長官とそのユダ

ヤ人移送課長アイヒマン）が必要だと考えたのは、ゲーリングのお墨付きだった。

その時点でドイツ帝国の国家としての中心課題、したがってその指導者としてのヒトラーの中心的課題、基本的関心、彼が忙殺されていたことはやはり軍事的問題であった。前日の7月30日、ヒトラーは総統・国防軍最高司令官として、指令第34号を発している。その冒頭に言う。ここ数日の情勢の変化、中央軍集団の前線と側面への強い敵部隊の出現、補給状態の問題、戦車部隊の修復のため10日間与えなければならないことから、指令第33号とその補完指令（7月23日）で示した任務と目標を「当面、延期せざるを得なくなった」とした。そして、「私は命令する」として、第一に陸軍への命令、第二に空軍への命令を出した。ヒトラーとドイツ軍が直面したのは敵の反撃の頑強さだけではなかった。ヒトラーは、中央軍集団に対し「有利な戦場部分を利用して防御に転じよ」と命じなければならなかつた。その所属の戦車部隊を「情勢が許すかぎりできるだけはやく前線から引き抜き、速やかに修復せよ」と。南東部前線では、作戦を「当面、南方軍集団の部隊だけの力で継続せよ」と、他からの支援の余裕がないことを示していた⁴³。

41年8月初旬の激戦の結果を踏まえ、ヒトラーは二週間後、すなわち8月12日に「指令第34号の補完」命令を出した。最初にまず南東前線は、ウマンの「殲滅戦闘によって」南方軍集団が「最終的に」敵に対する優勢を戦いとり、ドニエプル彼岸の大規模作戦のために行動の自由を獲得したと情勢を総括する。そして、つぎの任務として、a) ドニエプル後方の敵の計画的な防衛線の構築を阻止すること、b) ルーマニア油田地帯に対する敵の空軍基地としてとりわけ危険なクリミア半島を占領すること、c) ドネツ地域とハリコフ工業地帯を占領することを命じた。しかし他方、キエフ攻撃はうまく行っていなかった。そこで、「キエフ市攻撃自体は中止せよ」

と命じた。キエフの「絶滅」は、補給状態が許せばただちに空軍による焼夷弾爆撃と陸軍の砲撃で行えとした⁴³。

8月15日、陸軍最高司令部長官の情勢説明を受けた後、ヒトラーは、中央軍集団にモスクワ方向へのこれ以上の攻撃を中止し、敵の大規模な攻撃に曝されていない区域では防御態勢に入ることを命じた。そして、レニングラード包囲に向かう北方軍集団の攻撃が「最も短時間に成果を上げなければならない」とした。その後にはじめてモスクワに対する攻撃の再開が「考えられる」とした⁴⁴。

冬を越す戦いとなることはこの間にはっきりしてきた。バルバロッサ作戦は失敗した。すでにみたように対ソ攻撃の停滞は、有名なヒトラーと陸軍最高司令長官の作戦対立を引き起こしていた。8月21日、ヒトラーは陸軍最高司令官宛ての命令書を出した。東部における作戦継続に関する陸軍の8月18日の提案は、「私の意図とは合致しない」、「私は次のことを命じる」とした。第一に、「冬の始まる前に達成すべき最も重要な目標」はモスクワ攻略ではなく、クリミア奪取、ドネットの工業と鉱業の地帯の奪取であり、コーカサス地域からのロシアの石油供給を切断すること、北部ではレニングラード包囲とフィンランドとの連絡であるとした。そして、第二に、ゴメルーポチエフ線に達したことで生じた作戦上「希有に有利な状況」を利用し、南方軍集団と中央軍集団の集中的な作戦を遂行しなければならないとした。そしてドイツ第6軍の単独攻撃で達成すべき目標は、たんにソヴィエト第5軍をドニエプル後方に撃退するだけではなく、この敵がデスナーコノトブ線の後方に逃げる前に絶滅することだとした⁴⁵。

ヒトラーは9月6日、指令第35号を出した。それは、中央軍集団前方のティモシェンコ軍を「冬の天候が訪れるまでの間に、絶滅的に撃破しなければならない」とした⁴⁶。

1941年9月22日のヒトラー指令第36号は、寒さの訪れの早い北方のムル

マンスク奪取作戦に関する命令である。そこは迫り来る「冬の危機」をもつとも最初に暗示する戦線となった。指令によれば、異常な地上の悪条件、交通線の不足、カレリアからラップランドに繰り返し注ぎ込まれるソヴィエト・ロシア軍の部隊増強によって、ドイツ軍はムルマンスク鉄道に到達するのに「これまで成功しなかった」。それだけではない。極地海岸線でのドイツ軍の海との連絡も敵によって攪乱されていた。ムルマンスクを「今年中に手に入れる見込みはますます減少した」とヒトラーは認めた⁶。

10月に開始したモスクワ攻略作戦タイフーンも失敗した。レニングラード(ペテルスブルク)、モスクワ攻略がうまくいかないことに対するヒトラー、ヒムラーなどの切歎扼腕ぶりはどのようなものだったろうか。ハイドリヒの心境は、ヒムラーにヒトラーへの進言を願い出る書簡から明かである。すなわち、41年10月20日、ハイドリヒは、ヒムラーのための特別列車ハイインリヒ車中宛てに、「^{ハイヒスフューラー} 帝国指導者様 恐れ多いことながら次のことをご示唆申し上げたく存じます」として、ペテルスブルクとモスクワに関して軍に対する厳しい命令を発するよう懇請した。仮借ない厳しさでお命じにならない限り、「またもや実行に移されません」とフューラー(ヒトラー)に申し上げて欲しいというのである。なぜなら、レニングラード前線後方地域方面担当の親衛隊保安部の特別出動部隊A隊長、親衛隊少将^{ハインザッフルフベ}シュタールエッカー博士が長官ハイドリヒに報告するスパイ情報では、「ペテルスブルクの破壊はまだまだまったく取るに足りない」からだった。ハイドリヒによれば、旧ポーランドの首都ワルシャワの事例が示すように、「集中的な砲爆撃でも期待したほどの破壊は引き起こせ」なかった。彼の考えでは、「大量的な焼夷弾・爆裂弾を降り注がなければならなかつた。そこで、「恐縮至極、恐れ多いことではありますか、フューラーに次のことをもう一度ご示唆いただけますように、お願ひいたします。すなわち、もしも、国防軍に対し絶対的に一義的で厳格な命令が与えられないならば、

二つの上記の都市を消し去ることはできないでしょう、と」⁴⁹。実際は、いくら地団太踏んでも、攻撃に成功しなかったのである。

この手紙の5日後、すなわち41年10月25日、ハイドリヒははじめてヒムラーとともに、ヒトラーの卓上談話の席に招待されている。ハイドリヒにとって大変な名誉であることは間違いない。逆にヒトラーにしても、ハイドリヒの仕事振り、ヒトラーの希望に応える熱誠振りを心地よく感じたからこそ、親密な卓上談話に招いたに違いない。その10月25日の卓上談話で、ヒトラーはあの有名なユダヤ人に関する発言をしているのである。繰り返しになるが、煩を厭わず再録すれば、第一次世界大戦、すなわち「世界戦争で、この犯罪人種は200万人の死者に責任があり、いまやふたたび何十万もの死者に責任がある」と独ソ戦のドイツ軍の被害増大をはっきり認め、しかし同時に、その責任をユダヤ民族にありと断定している。そして、「われわれがユダヤ民族を根絶しようとしているという恐怖が先走るなら、それは結構だ」と⁵⁰、ヒムラー、ハイドリヒに向かって語ったのである。この段階でのユダヤ人移送強行がドイツ本国のユダヤ人にとっても絶滅のはじまりとなること物語っている。

ドイツ本国、ペーメン・メーレン保護領などからユダヤ人を移送したいというヒトラーの希望(41年9月中旬)に応えて、ハイドリヒは断固たる移送措置を10月15日から開始していた⁵¹。いまや、独ソ戦現場のユダヤ人だけではなく、ドイツ本国など西ヨーロッパのユダヤ人にも暗雲が忍び寄る。10月25日、ヒトラーの大綱的口頭承認を受け、ゲーリング署名の41年7月31日付命令書⁵²で開催を要請されていたユダヤ人問題の全体的な最終解決のための準備会議、すなわち関係中央諸官庁との調整会議を開く準備を進める。12月9日がその予定日だった。ゲーリングの命令書を添付した11月29日付けのヴァンゼー会議招待状は、招聘理由としてユダヤ人問題の全体的最終的解決の「途方もない重要性」と「すでに1941年10月25日以降、ベー

メン・メーレンを含む帝国領域からの東部へのユダヤ人移送が進行中であること」を挙げた⁵³。ヒトラーの希望に応えた移送開始が部分的に、また現地の受け入れ事情を無視して先行し、そこで新たに露呈してきた諸問題を調整解決するためにも、7月末以来懸案の全体的調整会議がいよいよ必要になったわけである。

しかし41年12月はじめ、ソ連軍はモスクワ前面でシベリアから送られた新手の部隊を投入して反撃を開始した。41年12月8日のヒトラー指令第39号は、「東部において驚くべく早く始まった厳しい冬とそれによって発生した補給困難」の結果、すべての大規模な攻撃作戦をただちに停止し、「防御に移行せざるを得なくなった」とした。指令第39号は、この防御体制をどのように打ち立てるか、その防御体制で何を目標とするかを命じたものである。1) 作戦上または軍事経済上、敵にとって大きな意義を持つ場所は守り切れ、2) 東部に投入された国防軍部隊には最大限の休養と修復を可能にせよ、3) それによって1942年の大規模攻撃作戦再開の前提条件を創出せよ、と⁵⁴。

実際には当初予定よりおくれ、42年1月20日に開催されることになるヴァンゼー会議のこうした背景を直視し、ポーランド以西のユダヤ人に対するホロコースト政策への転換の力学みなければならぬ。

四.セルビアのバルチザン戦争と男子ユダヤ人射殺

ヒトラーがドイツ・ライヒ(旧ドイツとオーストリア)、およびプロテクトラート・ベーメン・メーレンのユダヤ人を戦時中にもかかわらず、東に移送する希望をヒムラーに対して表明したのは41年9月中旬だった。しかし、ドイツ大軍がソ連で直面する激しい抵抗は、さまざまのルートで他地域の抵抗に刺激を与えていた⁵⁵。バルカン情勢とソ連のそれとは内的に関

連していたのである。

セルビア派遣軍の7月10日の情勢報告によれば、7月初旬のセルビアの住民は、「静観的」だった。「気分は基本的に満足。住民の圧倒的部分において、ドイツの占領に満足感が支配している」とみた。セルビア人住民の中に特にあったのは、「ハンガリーとクロアチアへの不安」であった。住民は日用品、衣料などの物価上昇に不満を表明していた。「パンスラヴ的で急進的なナショナリズム的グループは戦争勃発時は喜んで興奮」していた。しかし、ドイツの戦争報道（戦果報道）で、「部分的に沈うつな気分が目立つ」ようになっていた。コミュニストの扇動は増加中だった。外国ラジオ放送の傍受は「疑いもなくやられているが」、その可能性によって扇動が促進されていた。住民のコミュニスト的部分は、当地域への「ロシアの落下傘部隊の介入を予測」していた。7月13日と14日にロシアの落下傘部隊が来るとの噂が執拗に語られていた⁵⁶。

しかし、9月までに事態は変化した。ヒトラーは、1941年9月初め、セルビア情勢の不安定化、セルビア蜂起勢力の活発な襲撃に対抗して、特別鎮圧体制を強化しなければならなかった。41年9月12日の軍情勢報告によれば、ドイツの対ソ攻撃開始とともに活性化した蜂起は「いまやセルビア全域に」広がっていた。蜂起はもはや「大隊規模の勢力では」鎮圧不可能だった。セルビア新政権（首相ネディッチ）の国家警察隊の装備強化によっても、蜂起を弱めることも最終的にせん滅することも「出来る状態にはな」かった⁵⁷。

41年9月13日の軍の情勢報告によれば、9月6日、ドイツ軍の2個中隊は、優勢な蜂起勢力を前にして、Krupanj地方から撤退しなければならなかつた。これによって、Mitorovica-Sabac-Valjevo線の西方の「主たる蜂起地域全域がドイツの統制下から奪い取られた」。蜂起勢力はこの地域でドイツ軍隊がいない他の地域と同じように、行動の自由をもつていた。

占領地域の全域で蜂起勢力にこれまで「深刻な打撃が加えられなかった」事実から、蜂起運動は「さらに成長している」と見なければならなかつた。多くの地点でドイツの部隊は「ベルグラードから切断され」ていた。「敵の意図」は、セルビア中に広く分散したドイツ部隊を個々に孤立化させることにあり、ドイツ部隊の強力な戦闘力への結集を阻止しようとしていた。セルビアの地方駐在国家警察隊も、^{ジョン・カルマー}ベルグラードへの「後方移動中」、すなわち撤退途中に武装解除されてしまい、「頼みにならないことが証明された」。ドイツ軍隊の「強力な支援がなかった」からだつた。ドイツ軍の強力なバックアップがあれば、彼らも他の地域では「信頼できた」。このような情勢では、もはや個別的な攻撃部隊の増派では不十分だつた。「受け身の措置」ではなく、大々的な掃討部隊が必要となつた⁵⁸。

この課題のため、ヒトラーは41年9月16日、「総統・国防軍最高司令官」の肩書きで、命令を発した。すなわち、国防軍南東方面司令長官リスト陸軍元帥に南東地域の蜂起運動の鎮圧を託した。まず最初に重要なことは、「セルビア地域で交通網(下線強調原文のママ、以下同じ)とドイツ戦時経済にとって重要な対象物を安全にし、全域を視野に入れて最も厳しい措置で秩序を回復することだ」とした。その任務の「遂行期間中、蜂起地域に駐留ないし派遣される陸軍の全部隊」を歩兵大将ペーメBoehmeの指揮下に統合した。彼が蜂起地域で国防軍南東方面司令長官の指示のもと、「執行権力を行使するもの」とした。軍民の全機関は、この限りで彼の指令に従うべしとした。陸軍最高司令部はセルビア地域に「治安部隊を増強するほか」、当面、一歩兵師団、戦車隊および戦利品戦車を与えることとした。戦車隊まで繰り出す鎮圧体制というわけである。そして必要な場合には、さらに一師団を「東部で確保できればただちに」用意するとした⁵⁹。ここでも対ソ戦が関係してくる。

同じ41年9月16日カイテルも、各占領地域の司令官に「占領地域における

る「コ^ミニ^ストの蜂起運動」に関する命令を出した⁶⁰。配布リストの筆頭には国防軍南東方面最高司令官、第二はその部下セルビア地区司令官、第三はサロニキーエーゲ地区司令官、第四は南ギリシャ地区司令官、第5がクレタ島司令官だった。バルカンからエーゲ海がイギリスの攻勢と関連し、風雲急を告げる情勢だったということだろう。ついで国防軍ノルウェー最高司令官、国防軍オランダ最高司令官、国防軍オストラント最高司令官、国防軍ウクライナ最高司令官、ペーメン・メーレン・帝国保護官付国防軍全権、第11-18部が陸軍最高司令部の各部署、第19部が空軍最高司令部、第20部が海軍最高司令部、外務省に一部、第25部からOKW自身の各部局⁶¹。バルカンにおける最も厳しい措置はこの指令によるものだった。

このカイテルの命令によれば、ソ連に対する出兵の開始以来、ドイツに占領された諸地域の「いたるところでコ^ミニ^ストの蜂起運動が発生」した。その行動の形態は、宣伝手段に始まって個々の国防軍関係者に対する暗殺計画や公然たる反乱、さらに広域的バルチザン戦争にまで高まっていた。これらの場合、ドイツ国防軍最高司令部の見るところ、「モスクワから統一的に指導された大衆運動（強調個所は原文のママ、以下同じ）が問題になっていると確認でき」た。占領地の「多様な政治的経済的緊張から見れば、民族主義的グループやその他のグループもこのチャンスを利用し、コ^ミニ^ストの反乱に連係してドイツ占領権力に幾多の困難を引き起こそうとするものと考えなければなら」なかった。このようにしてますます「ドイツの戦争指導に危険が発生し」ている。その危険は、最初は占領部隊の「一般的な危なさ」に示され、また主要な紛争中心地域にドイツ部隊が移動すると「ただちに発生」した。そこで、このような全般的なコ^ミニ^ストの蜂起運動に対処するためには、「これまでの措置は不十分だ」と証明された。「フューラーはいまや、運動を最短期間で殲滅するためには、襲撃を最も厳しい手段で断固として排撃しなければならないと命じた。大き

な諸民族の権力拡大の歴史で適用され成功してきたこのようなやり方でのみ、再び平穏を取り戻せるのだ」と⁶²。

そこで具体的に次のような指針にしたがって対処せよという。まず、a) ドイツ占領権力に対する反逆事件はすべて、個々の場合の事情には関わりなく、コ^ミ^ュ^ニ^ス^トが源泉だと結論しなければならない。b) 反体制策動を芽のうちに摘むためには、最初の機会に、遅滞なく最も厳しい手段をとらなければならない。それによって占領権力の権威を貫徹でき、それ以上の策動を予防できる。その際、よく考えなければならないのは問題の諸国では、「人間の命はしばしば何の価値もなく」、したがって、見せしめ効果は「異常な厳しさによってのみ」達成できるとした。具体的にはどうするか。一人のドイツ人兵士の命に対する罰として、この場合、一般的に「50人から100人のコ^ミ^ュ^ニ^ス^トの死刑が適切だ」と命じた。さらに死刑執行のやり方は、「見せしめ効果をさらに高めなければならない」と。c) ドイツと当該国の政治的関係は、軍事占領当局の行動にとって決定的なものではない。むしろよく考え、宣伝の上でも際立たせなければならないのは、厳しい措置が、その地域の住民をも「コ^ミ^ュ^ニ^ス^トの犯罪者から解放する」こと、したがって「彼ら自身のためになる」ということである。この種の巧みな宣伝があれば、コ^ミ^ュ^ニ^ス^トに対する厳しい措置から望ましくない反作用が「善意の住民部分に」引き起こされることはないだろうとした。d) その土地の土着の部隊は、一般的に、そのような苛烈なゲヴァルト措置の完遂のためには役に立たないだろうとみた。また土着部隊に武器装備を与えて、彼らを強化することはドイツの部隊への危険を高める。したがってそれはしてはならないとした。これに反し、適切な形での住民の協力を確保するためには、「報奨金や謝礼を活用」するものとした。例外的に戦時法廷で裁かなければならない時は、最も厳しい罰を下さなければならないとも命じた。最後に、「占領地域の司令官は、この原則を、コ^ミ^ュ^ニ^ス^ト

トの反乱行為を取り扱うすべての軍事当局に遅滞なく周知徹底するように注意せよと命じた⁶³。

41年9月18日、^{フューラー・ペフュール} 総統命令に従い国防軍南東方面司令長官リスト陸軍元帥は、ペーメ歩兵大将にセルビア地域鎮圧を託した。このためにセルビアに駐留する、ないし今後派遣される陸軍部隊のすべてをペーメの指揮下に置くと伝えた。そして、ペーメにセルビアにおける執行権力、クロアチアとの国境地域が作戦地域に入る限りではその地域におけるそれも与えるとした。また、執行権力の単独の所有者として、総統命令に従い、セルビアの全ての軍民当局に命令を与える権限を賦与した。ペーメの任務は、セルビア、およびクロアチアとの国境地域の「蜂起の即時かつ抜本的な鎮圧」、ドイツの権威の再建、地域の秩序、平穏、安全の再建であり、経済の順調な運営、それによる4カ年計画遂行であった⁶⁴。

41年9月21日にペーメがリスト宛てた電報によれば、ネディッチ政府は、「蜂起運動を鎮圧できず」、セルビア行政機構は「国の大部分で麻痺」していた。蜂起勢力は、「コミニスト、セルビア民族主義者、そしてチェトニクから構成され、その指導は疑いもなく民族主義セルビア人将校の掌中に」あった。ネディッチ政権は、「外部に向けて、コミニストに精力的に対抗する態度」をとっているが、蜂起した民族主義的セルビア人に対する態度は、「見通しが利かない」状態だった。Kucevo周辺のバルチザンには、セルビア国家警察隊の制服のメンバーが「たくさん」いた。Cacak-Uzice間の鉄道線路が破壊された。「12人のコミニストを鉄道破壊で絞首刑に」処した⁶⁵。

41年9月25日、ペーメはリストにタイプ用紙3枚の情勢報告を行った。蜂起は、全土で「多かれ少なかれ、進行中」だった。この時点で、ペーメの「確信するところでは、コミニストと民族主義者は協力」していた。武器は、隠匿していたものを持ち出したのが大部分で、ドイツ部隊やセル

ビア国家警察隊への襲撃で調達したのは「わずかの部分」だった。敵は、セルビア人国家警察隊員から蜂起運動への参加者を調達して、訓練を積んだ兵士と武器を確保し、成長していた。バルチザンの訓練は、射撃訓練も含め、継続的に行われていた。ドイツが4月のバルカン作戦で獲得した戦利品を中部、南西部に保管していたが、この保管倉庫への襲撃の危険が「特に大きく」なっていた⁶⁶。ネディッチ政権は、「コミュニストに対しては確かに何回も何回も攻撃を加え」、蜂起した民族主義者にも対抗しているが、成功していない。確実なことは、ネディッチがペルグラードにいるといわれている1,200人のセルビア人将校を味方にはしていないことだった。政権が自由に出来るのは100人にも足りないとみられた。ネディッチは彼の国家警察隊5千人の増強を認められたが、それを実現できずにいた。彼のもとに馳せ参じたのはわずかに1,100人だった。このような状況にもかかわらず、ペーメはネディッチを「われわれから遠ざけないのが合目的的」と見た。ネディッチが若干の支持者を、特にペルグラードと南部地方(Kosta Pecanac)にもっているからだった⁶⁷。

41年10月1日付、ペーメのリスト宛て旬日報告によれば、ネディッチ将軍はペーメとの会談で、ドイツ部隊による仮借ない蜂起鎮圧出動の際にも政府業務を継続すると表明した。ただ、ペルグラード南方地域は、「自分の部隊で平穏を維持」する意図をもち、この地域でのドイツ軍による制裁措置は出来るだけ避けるよう要請した。ネディッチ将軍は蜂起勢力に対しては「最も厳しい措置で」対処する考えだった。彼は、補助国家警察隊の武装充実のため、ドイツ側に武器提供を求めた。ペーメは承諾した。この間、「さまざまの場所で、主としてドイツ部隊の支援があったところでは、セルビア人国家警察隊が蜂起部隊を「非常にうまく撃退した」からだった。しかし、セルビアの蜂起運動は、さまざまのグループの結集によって、特に西部と南西部で「さらに成長しているように」見えた。破壊活動も継続

していた。バルチザン殲滅に投入された第342歩兵師団が Drina-Save 地域で計画した鎮圧作戦は、「噂と鉄道による行軍で早めに」知られてしまい成功しなかった。作戦地域の男子の圧倒的部 分、および女子住民の一部も、家畜や蓄えの大部分を持って山間部に逃亡していた。交通網への襲撃も継続していた。さまざまの支線がもはや通行できなかった。南東への幹線のみ、破壊後、これまでのところ繰り返し短期間だけ通行可能に出来た⁶⁸。

41年10月5日のペーメのリスト宛て電報によれば、鎮圧に当たっているドイツの部隊の後方で、「最も厳しい断固たる措置にもかかわらず」、破壊活動とあらゆる形態の襲撃が繰り返され、また「規模も大きくなつて」いた。したがって、十分なセルビア占領部隊が提供されない限り、作戦を開いている部隊の後方を平穏にしておくためには、蜂起掃討作戦で捉えた捕虜をライヒか特設の捕虜収容所に送致すべきだった。虱つぶしにした地域には、住民、婦人と子供、そしてある限られた数の男性が、収穫と耕作に無条件に必要な限りでのみ滞在を許すことにしなければならない、と提案している⁶⁹。

同じ日の別のリスト宛て電報は、鉄道駅への襲撃、線路爆破、国道破壊、橋の爆破、電話線切断、モーターボートの略取、14の市町村への襲撃、爆薬工場への夜間襲撃等の具体的事件も通報している。セルビア秘密放送は、「ドイツ兵士に対する戦いへのセルビア民族主義者とコミュニストの統一のための継続的努力」を報じていた⁷⁰。

翌10月6日のリスト宛て電報も、国家警察隊が蜂起グループに武装解除されたこと、駅や転轍器への襲撃、線路の爆破、南東間鉄道運行の部分的停止、道路閉鎖等を伝えている。一方ではベルグラードのコミュニスト24名を逮捕したが、他方では、Nisch 南方の工業への脅迫が強化され、Kraljevo の飛行機工場は労働者が「信頼できなくなつて」操業停止に追い込まれた。ある繊維工場は破壊された⁷¹。

41年10月7日付け、ペーメの自筆署名のある「山間部の敵パルチザンの絶滅のための命令」は、敵が第342歩兵師団の前方で山間地帯に逃げたことを伝える。しかし、奇襲的に投入した突撃班作戦で明らかになったことは一部個所（Novo Selo）にまだかなり強い敵がいることだった。ペーメは山間部に潜む蜂起団の絶滅のために奇襲作戦を命じる⁷²。

41年10月8日のリスト宛て電報は、ネディイッチ政権から「不穏分子を排除」したと伝える。しかし、「南セルビアの騒乱拡大」、セルビア人義勇兵への襲撃、鉄道駅への襲撃、鉄道交通停止、線路爆破などは継続している⁷³。

41年10月8日のペーメの命令（自筆署名）は、9月29日と10月4日に、ドイツの部隊が蜂起団に襲撃され、「短い銃撃戦の後」、大量に捕虜にされ山岳地帯に連行されたことを伝える。いずれの場合も、連行されたドイツの部隊は、「重大な過ち」を犯し、蜂起団と「交渉」して、「みずからの損害もないのに」投降していた。ペーメは、蜂起団と一切の折衝を禁じ、蜂起団の軍使は、正規の軍隊の軍使と同じ扱いをしてはならないとした。そのような交渉者が戦闘開始前に現れたら、逮捕し、即決裁判で義勇兵として有罪にせよとした。また銃撃戦の際中ないしその後に交渉者が現れたら、ただちにその交渉者に銃火を浴びせよ⁷⁴。

41年10月9日のペーメの特別命令は、過去何週間にかに「セルビアのコミュニズムに対する闘争」で個別的な部隊による部分的戦果があったと総括した。そして、その成果については「誇りを持って」回顧できるとした。第342師団の掃討作戦による敵の損失は、総計で死者約1,200人、捕虜8,000人だった。また、蜂起地域で約1万5千人の男子を逮捕した⁷⁵。

しかしこの戦果は、ペーメが認めるように「部分的」でしかなかった。同日のリスト宛て旬日報告の政治情勢によれば、ネディイッチ政権の閣僚入れ替えにもかかわらず、政治情勢に何の変化もなかった。むしろ、バナート地域、南部セルビアなどで蜂起団による襲撃は増加した。バナートでは

たくさんの制裁措置を執行した。しかし、Nischとバナート周辺の全域で、ベルグラーードを除き、行政区は麻痺したままだった。同報告の「敵」情報によれば、「コミュニストの影響力とコミュニスト系バルチザンの形成はさらに強まった」。また、多くの事件で、「チェトニクとコミュニストの協力」が証明された。さまざまの情報によれば、ミハイロヴィッチはあらゆる方面に彼の影響を拡大するのに成功した。彼は、離反したチェトニクから仲間を増やしていると思われた。彼の影響地域に出没するコミュニスト団は彼と「同盟関係に」あるとみられた。ただ、全体としてミハイロヴィッチは「まだ静観的な態度」をとっていた。捕虜から得た情報では、ドイツ国防軍に対する攻撃開始の時は「まだ来ていない」と見ていた。このグループがバルチザン戦争の今後の過程で大きな役割を演じることが「予想」された。さらに、この旬日報告では第342歩兵師団による Macva 掃討が終了したと報じる。「たくさんの村を焼き払った」。敵側の戦死者は90人、射殺したもの1,130人、逮捕者は21,500人（この数字は釈放した数を含む逮捕者総数であって、ベーメの特別命令が挙げている数字15,000と違っている）であった。みずからの損害は戦死者3名、負傷者26名だった。掃討作戦に当たっている第125歩兵連隊は、Ub-Karaula地域のたくさんの村を掃討した。そこには小グループのバルチザンしかいなかった。住民はしばしば敵の蜂起団を支援した。蜂起団の43人（そのうち一人は武装した女性）を射殺した。自己の被害は死者2名、負傷者7名だった⁷⁶。

41年10月10日に始まった第342歩兵師団の山岳地帯掃討作戦は、12日16時35分現在、敵の戦死者180名、捕虜696名の戦果を上げた⁷⁷。

41年10月20日の旬日報告によれば、第342歩兵師団がこれまでに逮捕したものは2万2,658人、そのうち釈放が5,004人、射殺1,968人、死亡2名、残り15,684人だった。逮捕者の調査は継続中だった。ベルグラーードでは、「これまでに1,041人の人質を射殺」した⁷⁸。

こうしたパルチザン掃討作戦、蜂起鎮圧行動の過程で、10月初旬、人質の中からまずユダヤ人の射殺が行われた。99年夏の文書館調査において、その実施報告書がフライブルク軍事文書館で見つかったので、そこに至る過程と実際の現場報告を紹介しておこう。

国防軍最高司令部長官カイテルは、9月28日、「最近、占領地域で発生した国防軍関係者に対する襲撃」に対する対策として、各地の軍司令官が「常に、様々の傾向の、すなわち民族主義的なもの、民主主義的ブルジョア的なもの、共産主義のものの人質を一定数」確保しておくことを命じた。その中に有名な指導的人物、ないしその親族がいれば、その名前を公表しておくとした。そして、襲撃事件の場合、犯人がどの流派に属するかによって、該当するグループの人質を射殺するものとした⁷⁸。

41年10月2日、ペルグラードとObrenovacの間の軍情報部隊に対する襲撃があった。21人のドイツ兵士が、「コミュニストのパルチザンによって野獣のような残酷なやり方で痛めつけられ殺された」。そこで、「報復と罰として、ただちに、殺されたドイツ兵一人につき100人のセルビア人囚人を射殺する」ことにした。軍政長官に「Sabac収容所とペルグラード収容所（主としてユダヤ人とコミュニスト）から2,100人の囚人を選び出し、場所と時間、ならびに埋葬場所を決めるように」依頼した。射殺部隊は、Savac収容所については、セルビア派遣軍の第342部隊、ペルグラード収容所については第449情報部隊が当たることになった⁷⁹。

41年10月9日と11日に射殺されたのは、「まず、セルビア国籍の活動的なコミュニスト指導者」であった。しかし、それは「数で言えば50名ほど」だった。報復措置として一人のドイツ兵の犠牲に対し100人を射殺するという方針からすれば、これではまったく足りない。そこで、ペルグラード収容所の囚人の「ユダヤ人をコミュニスト扇動者として射殺」した⁸⁰。ユダヤ人がコミュニストではないことを承知の上での処刑だった。ドイツ軍

襲撃の報復が、人質に対して、人質の中ではまずユダヤ人に対して行われた。諸悪の根源をユダヤ人に還元する反ユダヤ主義の論理がここにある。報告書からは、犯人とは無関係の人間を射殺するにあたっては、正当化のための思考回路が必要だったことが読み取れる。ユダヤ人射殺の報告書²²によれば、それはつぎのように実行された。

「 10月 8 日、ペルグラード収容所の2,200人のユダヤ人の射殺が命じられた。陸軍中尉リーベが指揮し、二つの野戦部隊26,557、および 06,175 の戦友が射殺に参加した。この二つの部隊の 2 人の将校、20人の兵士が戦死し、16名が行方不明、3人が負傷していた。囚人の輸送と監視は参加部隊が行った。囚人輸送車はペルグラード野戦司令官が用意した。参加した兵士の輸送は陸軍の自動車で行った。

9 日は郊外12キロの森で、11日はペルグラード射撃場の側で行った。ペルグラードおよび Pancevo の治安警察と緊密な了解の下に行なった。現場写真は “S” 宣伝中隊が撮った。陸軍中尉リーベ、少尉ヴィランス、少尉リュストレーテン、親衛隊軍曹・ペルグラード治安警察のエンゲが監督した。

場所の抜本的な偵察と準備をした。その後41年10月 9 日に最初の射殺を行なった。囚人は緊急用小荷物携帯で朝 5 時半ペルグラードの収容所で輸送車に乗せた。シャベルとその他の作業道具の支給によって労働投入を装った。全ての輸送車をわずか 3 人で監視しただけだった。それよって監視体制の強さからしても本当の行為についていかなる疑念も生じないようにした。

射殺時の囚人の態度は落ち着いたものだった。二人が逃亡を企て、ただちに射殺された。若干のものは自分の思想を表明し、スタークン、ロシア万歳とさけんだ。 10月 9 日は180人を射殺した。射殺は

18時30分に終わった。特筆すべき特別な出来事はなかった。部隊は満足して宿營に帰った。

第二の射殺はドナウ川渡し場の建設作業のためようやく1941年10月11日に行われた。建設作業の結果、次の射殺はベルグラード側で行われた。そのために新たな場所の探索が必要となり、倍の注意が必要だった。次の射殺は1941年10月11日射撃場側で行われた。それは計画どおり進行した。269名を射殺した。二度の射殺で一人の囚人も逃げおおせなかった。部隊には特筆すべき何の出来事、突発事件もなかった。…別の出動理由から上述の部隊による射殺は残念ながら中止せざるを得なかつた。その任務はボングルーバー少佐の部隊に引き継がれた。」

最初の下線部分は赤鉛筆で、おそらくはこの報告を受けとった蜂起鎮圧責任者ペーメがつけたものであり、次の二つの下線部分は紫鉛筆で強調されている。意味深長といわなければならない。

41年8月31日傀儡政権として誕生したネディッチ政権のもとにあった「8,000人のユダヤ人扇動者」の処理が10月になつても問題となつたていた。ドイツ領事は移送を要求していたが、「現地で片付けられないか」の検討が行われた。外務省D III局長ラーデマッハーがベルグラードに赴き、検討した。その報告書によれば、10月25日段階、週末までに男子ユダヤ人3,500人を射殺することが決まった。しかし、約2万人のユダヤ人囚人（婦人、子供、老人）、ならびに1,500人のジプシー（そのうち男子は、ユダヤ人男子と同じく射殺することになった）については、ベルグラード市の「いわゆるジプシー街」をゲットーにして、そこに集めることになった。検討の結果、そのための越冬用のしかるべき食糧も確保できるだろうということになった。「ユダヤ人問題の全体的解決のなかで技術的可能性ができる

くれば東部の受け入れ収容所に水上路で移送する」ことも決めた⁵⁵。セルビアからも「全体的解決」を求めるベルリンへの要請、すなわち移送圧力が付け加わることになった。「コミュニスト扇動者」の理由付けでユダヤ人やジプシーの婦女子、老人までも射殺するのは、厄介な問題だった。ヒムラーさえも認めるように、「射殺はややこしすぎる作戦」だった。「射殺するには、射殺できる人間が必要」だった。ところが、射殺は、「その人間に悪影響を及ぼす」のだった⁵⁶。彼がハイドリヒを通じてガス自動車開発を推進したことに見られように、別の形の「全体的解決」は、その意味でも求められた。

おわりに

以上、独ソ戦の展開、ソ連の抵抗の高まりとドイツ軍の被害の増大、ドイツ占領地域の拡大による統治課題の飛躍的拡大をみてきた。そこで、頑強に抵抗する政治委員、赤軍、パルチザンへの報復・鎮圧の熱情が、反ユダヤ主義の見地から、それらの源泉とみなされたユダヤ人に向けられていく力学構造が、41年7月から9月頃の独ソ戦の現場とその影響を受けたドイツ支配下のヨーロッパ占領地域（実証的にはセルビア）に関して、第三帝国国家指導部の命令類を通じて明らかになったと思われる。それらを通じて、8月中旬に始まるユダヤ人無差別射殺の状況と場の力学の一端が明かとなり、かならずしもヒトラーの「絶滅命令」なるものを8月1日から15日の間に想定する必要はないことも見えてくるのではないかと思われる。

占領地統治のためにはもちろんこのような反ユダヤ主義の武器の活用だけでは不充分であり、多様な宣伝によって、現地住民の統合、ドイツ統治への帰順を図ろうとする。41年6月策定のソ連における宣伝の基本は、「a)

ドイツの敵がソ連の人民にあるのではなく、もっぱらユダヤ的ボルシェヴィキ的ソ連政府とその幹部、それに世界革命のために活動する共産党である。b) ソヴィエトは支配する地域の全ての住民に対してこれまで仮借ない暴力支配を行ったという理由をもって、次のことを強調する。すなわち、ドイツ国防軍はこの地域の住民の敵としてやってきたのではない。ドイツ国防軍はむしろ彼らをソヴィエトの専制から解き放とうとしている。しかし、ボルシェヴィキではない住民からも抵抗が行われるとすれば、ドイツ国防軍はそれを打ち碎かざるを得ない」と⁶。ソ連の社会主义宣伝が染み込んでいると思われる住民に対しては、「脅迫、禁止、警告といった否定的な宣伝だけ」では十分でない。むしろ、「繰り返し強調しなければならないのは、ドイツ兵士は社会主义を絶滅するためにきたのではなく、ボルシェヴィキによる奴隸化を終わらせ、社会的公正を作り出すためだ」と宣伝すべきだった。8月21日の宣伝に関する国防軍最高指令部の指針は、この点を住民にあらゆる宣伝手段、たとえば壁ポスター、新聞、壁新聞、ラジオなどを駆使して宣伝し、「ドイツで行われているように、本物の社会主义を目の前に示さなければならぬ」とした⁶。反ユダヤ主義宣伝も、ドイツ・ナチズム体制の宣伝全体の一部分にしか過ぎなかった。

ひどい生活健康状態に追い詰められた極限状態のユダヤ人地区は伝染病の発生する危険性を不斷に高めた。これまで触れてきた諸ベクトルに加え、占領軍と現地住民の保険衛生上の安全も、その伝染病発生源を取り除く理由となった。ソ連に投入された治安警察・保安部の41年9月の活動・情勢報告はウクライナのラドミシュルで、「不潔なために恒常的な伝染病の危険を具現していたユダヤ人に対する作戦」を行ったと報告している。この場合、1,668人のユダヤ人を「射殺」した。当地で活動している特別コマンドは、41年9月6日までに、合計1万1,328人を「粛清した」と⁶。こうしたこと、ホロコーストを立体的に、諸要因と諸ヴェクトルの総合的展

開において解明する必要があることを示しているであろう。

注

- 1 栗原優「ナチズムとユダヤ人絶滅政策」ミネルヴァ書房, 1997年。
- 2 同上書に対する拙稿書評『土地制度史学』第163号, 1999年4月(執筆投稿は1998年3月), および拙稿「独ソ戦の展開・世界大戦化とホロコーストの力学」『横浜市立大学紀要』社会科学系列, 第1号, 1998年3月, 同「ホロコーストのダイナミズム—「絶滅命令」に関する史料批判と史料発掘の意義—」日本ドイツ学会『ドイツ研究』第26号, 1998年6月, 同「ユダヤ人東方移送政策とウツチ・ゲットー問題」『横浜市立大学論叢』社会科学系列, 第49巻第1号, 平成9年9月(ママ, 実際には平成11年2月刊行), 同「ウツチ・ゲットー問題とヘウムノ・ガス自動車『安楽死』作戦」『横浜市立大学紀要』社会科学系列, 第2号, 1999年3月。
- 3 Nachlass Generalfeldmarschall Fedor von Bock, Tagebuch Osten-Vorbereitungszeit, in: BA-MA N22/7.
- 4 Ibid.
- 5 Erlass Hitlers über die Ausübung der Kriegsgerichtsbarkeit und über besondere Massnahmen der Truppe vom 13. Mai 1941, in: RH 22/ 155, auch in: *Europa unterm Hakenkreuz, Sowjetunion*, Berlin 1991, S. 132-134.
- 6 Regelung des Einsatzes der Sicherheitspolizei und des SD im Verbande des Heeres vom Oberkommando des Heeres, Brauchitsch am 28. 4. 41, in: RH 22/ 155.
- 7 Schreiben des Chefs des OKW vom 6. 6. 1941, in: BA-MA, RW 4.578, Bl.41.
- 8 Richtlinien des OKW vom 6. Juni 1941 für die Behandlung politischer Kommissare ("Kommissarbefehl"), in: BA-MA RW 4/578, Bl.42, auch in: *Europa unterm Hakenkreuz, Sowjetunion*, Berlin 1991, S. 145.
- 9 Richtlinien für das Verhalten der Truppe in der Sowjetunion, in: BA-MA RW 4/578, Bl. 75ff.
- 10 Ibid., Bl. 75.

- 11 ニュルンベルク主要戦犯裁判証拠文書221-L, IMG, XXXVIII, S.86-92; auch in:
Europa unterm Hakenkreuz, Sowjetunion, Berlin 1991, S. 160-164, hier S. 161.
- 12 Ibid., S.161ff.
- 13 Richtlinien für das Verhalten der Truppe in der Sowjetunion, in: BA-MA
RW 4/578, Bl.77.
- 14 Ibid.
- 15 Ibid.
- 16 Erlass Hitlers vom 17. Juli 1941, in: *Europa unterm Hakenkreuz, Sowjetunion*,
Berlin 1991, S. 164f.
- 17 Ibid., S.169.
- 18 Ibid.
- 19 Halders Tagebuch, BA-MA, RH 2/123, Bl.188f.
- 20 BA-MA, RH 2/123, Bl. 235.
- 21 Ibid., Bl. 238.
- 22 Ibid., Bl. 253f.
- 23 BA-MA, RH 2/125, Bl. 2.
- 24 Ibid., Bl.27
- 25 Ibid., Bl. 31.
- 26 Ibid., Bl. 37.
- 27 Ibid., Bl. 56.
- 28 Ibid., Bl. 57.
- 29 Ibid., Bl. 58.
- 30 Ibid., Bl. 90.
- 31 Ibid., Bl. 94.
- 32 Ibid., Bl. 111.
- 33 Ibid., Bl. 114.
- 34 博士Dr.の肩書きを持つものが親衛隊の中にもたくさんいた。親衛隊はドイツ社会のエリートの組織だった。社会のエリートがドイツ民族至上主義・人種主義の信奉者・政策実行者となった。19世紀末20世紀前半の世界の現実（帝国主義列

強の植民地や弱権を巡る争い), 第一次世界大戦の経験, ヴェルサイユ条約の過酷な内容, そのドイツへの影響は, 計り知れない深刻な影響を若きドイツ人エリートに与えた。その関連で1998年ドイツ歴史家大会で問題になったのは, 戦後西ドイツ歴史学界を指導したコンツェやシーダーのナチ体制下の仕事であった。その点については, 拙稿「ドイツ歴史学と現実政治」『歴史評論』No.591, 1999年7月を参照されたい。

- 35 Shmuel Specter, Babi Yar, in: Encyclopedia of the Holocaust, Israel Gutman, editor in Chief, Yad Vashem 1990. さらに、Babi Yar: Killing Ravine of Kiev Jewry – WW II, in: <http://www.geocities.com/Paris/Rue/4017/BABIYAR.HTM>. ソ連時代のナチ戦争犯罪調査によれば, 約10万人がこのバビヤールの渓谷で殺された。43年7月, ソ連赤軍がドイツ軍を撃退しつつ, この地域に向かって進撃してくる。ユダヤ人射殺作戦を指揮したパウル・プローベルがキエフに戻ってくる。彼の今回の任務は, 親衛隊中将マックス・トーマス博士(ウクライナ担当の治安警察・保安部指令将校)と協力して, バビヤールの谷で行った大量射殺・大量埋葬の証拠を隠滅すること。プローベルはそのために、特別部隊1005を編成。1005-A部隊は、バウマン親衛隊中尉の指揮のもと、8人の保安部隊員、30人のドイツ警察官からなる。ブルドーザーで掘り出した死体の焼却作業は、近くの強制収容所(Syretsk)から327人の囚人(そのうち100人がユダヤ人)を連れてきて行わせた。ドイツ人特別部隊員は、その監視役。死体焼却は、43年8月18日に始まり6週間続き、1943年9月19日終了。埋葬場所の痕跡を一切残さなかった。43年9月29日の朝、この作業にあたった囚人たちは殺されることを察知し、逃亡を計画。同深夜、暗間に助けられ25人の囚人が脱出。逃亡に15人が成功。関係したドイツ人特殊部隊員には完全黙秘を命じた。たとえば、ヘウムノ(クルムホーフ)で10万人に上るユダヤ人をガス自動車(トラック排気ガス)で殺害した作戦に従事したポートマン以下85名の隊員に対する完全黙秘命令(ヒムラー個人参謀部プラント部長から帝国保安本部カルテンブルンナー博士宛て書簡)は、次のように言う。ヒムラー、すなわち「親衛隊帝国指導者は、親衛隊大尉ポートマン指揮下の85名の隊員を、彼らの長期休暇終了後、一まとめにして親衛隊『プリンツ・オイゲン』義勇兵師団に配属したいとお望みである。親衛隊帝国指導者は、あなたに

次のことを希望している。すなわち、この隊員たちを出動前にもう一度集合させ、特別コマンド時代を抹消させ、たとえちらりとほのめかすよう形でもそのことについてしゃべってはならないと、厳格に義務付けるように」と。Schreiben Brandts an Kaltenbrunner vom 29. 3. 1943, in: BA NS 19/2635. 総督府のラインハルト作戦(ボーランド・ユダヤ人抹殺作戦)の三つの絶滅収容所ベウゼツツ、ソビポール、トレブリンカも43年11月には解体、証拠隠滅が行われた。43年11月4日のラインハルト作戦執行者グロボチュニク Globocnik (43年11月時点では新任務についており、肩書きはアドリア海沿岸地域高級親衛隊・警察指導者) の親衛隊帝国指導者・ドイツ警察長官ヒムラー宛ての書簡によれば、「^{21と22年}帝国指導者様私は43年10月19日に、私が総督府で遂行したラインハルト作戦 (Aktion Reinhardt) を終了し、すべての収容所を解体しました。作戦終了報告は、添付ファイルで、ご提出申し上げますことをお許しください」と。Schreiben Globocniks an Himmler vom 4. November 1943, in: BA NS 19/2234, Bl. 30.

36 BA-MA, RH 2/125, Bl.141.

37 拙著「ドイツ第三帝国のソ連占領政策と民衆 1941- 1942」同文館、1994年。

38 たとえば、Tomasz Kranz, Das KL Lublin - zwischen Planung und Realisierung, in: *Die nationalsozialistischen Konzentrationslager - Entwicklung und Struktur*, hrsg. v. Ulrich Herbert, Karin Orth und Christoph Dieckmann, Göttingen 1998, Bd. 1, S. 363. かつてドイツの第三帝国研究の第一人者イエッケルのこの見方を批判した。拙稿「第三帝国における『国家と経済』—ヒトラーの思想構造にそくして—」遠藤輝明編『国家と経済』東京大学出版会、1982年所収。

39 前掲拙著を参照されたい。

40 Weisung Hitlers, Nr. 18 vom 12. 11. 1940, in: BA-MA, RW4/v. 35, Bl.45-52.

41 前掲拙稿「ヒトラーの思想構造にそくして」。

42 Weisung Hitlers, Nr. 33: Fortführung des Krieges im Osten, 19.7.1941, in: BA-MA, RW4/v. 35, Bl. 53-55.

43 Weisung Hitlers, Nr. 34, 30. 7. 1941, in: BA-MA, RW4/v. 35, Bl. 60-62.

44 Keitel, Ergänzung der Weisung, 12. 8. 1941, in: BA-MA, RW4/v. 35, Bl. 63-65.

- 45 Befehl Hitlers, 15. 8. 1941, in: BA-MA, RW 4/v. 35, Bl. 69.
- 46 Hitler an den Oberbefehlshaber des Heeres vom 21. 8. 1941, in: BA-MA, RW4/v. 35, Bl. 71-72.
- 47 Weisung Hitlers Nr. 35, in: BA-MA, RW4/v. 35, Bl. 75-77.
- 48 Weisung Hitlers Nr. 36 vom 22. 9. 1941, in: BA-MA, RW4/v. 35, Bl. 81-83.
- 49 Schreiben Heydrichs an Himmler vom 20. 10. 1941.
- 50 Hitler, *Monologe*, S.106, 前掲邦訳『ヒトラーのテーブルトーク』(上), 145ページ。ただし、本文中の翻訳は引用者による。
- 51 ウッチ(リツツマンシュタット)は、41年10月16日から11月4日にかけ、合計20列車で総数1万9,837人のユダヤ人が旧ライヒ、ルクセンブルクなどから送りこまされた。すなわち、ウイーンから5千人、ブラハから5千人、ベルリンから4,187人、ケルンから2,007人、ルクセンブルクから512人、フランクフルト・アム・マインから1,113人、ハンブルクから1,034人、デュッセルドルフから984人だった。これらの諸都市からのユダヤ人は、「ほとんど例外なくよい服装をしており、一人あたり平均50キロの荷物を持参していた」。また、一人あたり100ライヒスマルクの携帯金ももっていた。Bericht der Schutzpolizei über die Ankunft von Deportationszügen im Ghetto Litzmannstadt im Oktober/November 1941, in: Kurt Pätzold / Erika Schwarz, *Tagesordnung: Judenmord. Die Wannsee-Konferenz am 20. Januar 1942*, Berlin 1992, S. 87f.
- 52 Schreiben Görings an Heydrich vom 31. 7. 1941, Nürnberger Dok. 2586-J, IMG, Bd. XXVI, S. 266/267. 念のために訳しておけばつぎのようである。「治安警察・保安部長官、親衛隊中将ハイドリヒ様 すでに1939年1月24日の命令であなたに託した任務、すなわち、海外移住ないしは疎開など、時の事情にふさわしいやり方でユダヤ人問題を可能な限り最良に解決に導くようにとした任務を補完して、ここにあなたに対し次のことを託する。すなわち、組織的、実際的、かつ物的な観点で、ドイツ影響下のヨーロッパ地域のユダヤ人問題の全体的解決ためにとるべきすべての必要な準備を行うことを託する。その際に、他の中央諸官庁の権限と抵触する限りでは、それら諸官庁を参加させなさい。私はさらに、私に

できるだけ早く、これまで努力してきたユダヤ人問題最終解決の実行のための組織的、実際的、かつ物的な予備的措置について全体的な案を提出することを命じる。ゲーリング(自筆署名)」

- 53 Schreiben Heydrichs an SS-Gruppenführer Otto Hofmann, Chef des Rasse- und Siedlungshauptamtes der SS, vom 29. Nov. 1941; Schreiben Heydrichs an Unterstaatssekretär Martin Luther, vom 29. Nov. 1941, in: Patzold / Schwarz (1992), S. 88f. u. 89f. 会議の場所はベルリン、大ヴァンゼー通り56- 58番地の国際刑事警察委員会事務局が置かれていた場所である。ハイドリヒは治安警察長官としてその事務局の責任者でもあった。
- 54 Weisung Hitlers Nr.39 vom 8.12.1941, in: BA-MA, RW4/v.35, Bl.107-111.
- 55 ベーメン・メーレン保護領のプラハ、それにパリ、その他のドイツ占領下ヨーロッパ諸都市の不穏状態は事件通報ソ連に報じられている。注1で挙げたいいくつかの拙稿でもその一端を紹介している。
- 56 Stimmungsbericht an Höheres Kommando LXV vom 10. 7. 1941, in: BA-MA RH 26-104/8.
- 57 Major i. G. Jais, Verbindungsoffizier des W. B. Südost zum Höheren Kommando LXV, Beurteilung der Mil. Lage in Serbien, 12. u. 13. 9.1941, in: BA-MA RH24-18/87.
- 58 Ibid.
- 59 Befehl Hitlers vom 16. 9. 1941.
- 60 Befehl Keitels vom 16. 9. 1941, Betr.: Kommunistische Aufstandsbewegung in den besetzten Gebieten, in: BA-MA RW 4/v. 721, Bl.44-47.
- 61 配布リスト一覧はIbid., Bl. 47.
- 62 Ibid., Bl. 45-46
- 63 Ibid.
- 64 Befehl Lists an Boehme vom 18. 9. 1941, in: BA-MA RH24-18/87
- 65 Fernschreiben Boehmes an List vom 21. 9. 1941, in: Ibid.
- 66 このあと戦利品保管倉庫の調査と保護の措置が取られる。Schreiben an den Bevollm. Kdr. General in Serbien vom 27. 10. 1941, Betr.: Räumung der

- Beute-Munition, Anlage 92 des KTB, in: RH24-18/213.
- 67 Lagebericht Boehmes an List vom 25. 9. 1941, in: BA-MA RH24-18/87.
- 68 Zehntagemeldung Boehmes an List vom 1. 10. 1941, in: Ibid.
- 69 Fernschreiben Boehmes an List vom 5. 10. 1941, in: Ibid.
- 70 Fernschreiben Boehmes an List vom 5. 10. 1941, in: Ibid.
- 71 Fernschreiben Boehmes an List vom 6. 10. 1941, in: Ibid.
- 72 Befehl Boehmes zur Vernichtung feindl. Banden im Cer-Gebirge vom 7.10.41, in: Ibid.
- 73 Fernschreiben an List vom 8. 10. 1941, in: Ibid.
- 74 Befehl Boehmes vom 8. 10. 1941, Betr.: Verhandlungen mit Aufstaendischen, in: Ibid.
- 75 Tagesbefehl Boehmes vom 9. 10. 41, in: Ibid.
- 76 Zehntagemeldung vom 9. 10. 1941, in: Ibid.
- 77 Vorausmeldung vom 12. 10. 1941, in: Ibid.
- 78 Zehntagemeldung Bohemes an List, Wehrmachtsbefehlshaber Sudost (A. O. K. 12) von 20. 10. 1941, in: Ibid.
- 79 Keitel an List 28. 9. 1941, in: RH24-18/213.
- 80 Schreiben am Chef der Mil. Verwaltung beim Bef. Serbien vom 4. 10. 41, Anlage 24 des KTB, in: Ibid.
- 81 Aufzeichnung des Leiters der Abteilung D III im Auswärtigen Amt, Franz Rademacher, vom 25. Oktober 1941, in: Paetzold / Schwarz (1992), S.82.
- 82 Schreiben von Armee-Nachrichten-Regiment 521 am 15. Oktober 1941, Anlage: Bericht Liepes vom 13. 10. 1941 über die Erschiessung von Juden am 9. und 11. 10. 1941, Anlage 88 des KTB, in: Ibid.
- 83 Aufzeichnung Rademachers, vom 25. Okt. 1941, in: Pätzold / Schwarz (1992), S.83.
- 84 Verhör des Höhren SS- und Polizeiführers Friedrich Jeckeln am 21. Dezember 1945 in Riga, in: Ibid., S.129.
- 85 Weisungen für die Handhabung der Propaganda im Falle "Barbarossa", in:

BA-MA RW 4/578, Bl. 34-39.

- 86 Ergänzende Weisungen für die Handhabung der Propaganda gegen die Sowjetunion, OKW, 21. 8. 1941, in: Ibid., Bl. 130f.
- 87 Tätigkeits- und Lagebericht der Einsatzgruppen in der UdSSR Nr.5 vom 5.-30. Sept. 1941, in: Pätzold/Schwarz (1992), S. 80.

【付記】本稿は、1999年(平成11年)度、文部省科学研究費助成金・基盤研究(A)(研究代表者・永岑三千輝)による調査研究成果の一部である。